平成３１年 ３月 定例教育委員会

日時　平成３１年３月２９日(金)13:30～
場所　鳥取市教育センター２階第１研修室

次　　第

○ 行事報告及び行事予定について　〔教育総務課〕

【審議案件】
（１）議案第７号　鳥取市公民館条例施行規則の一部改正について
〔生涯学習・スポーツ課〕P.1
（２）議案第８号　鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則
並びに鳥取市勤労青少年ホーム規則の一部改正について
〔生涯学習・スポーツ課〕P.4

【説明・協議事項】
（１）平成３１年度鳥取市勤労青少年ホームの休館日について　〔生涯学習・スポーツ課〕P.22

【報告事項】
（１）２月定例市議会一般質問教育長・副教育長答弁要旨について　〔各課等〕別冊資料①
（２）一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プランの改訂について
〔学校教育課〕別冊資料②
（３）鳥取市部活動の在り方に関する方針について　〔学校教育課〕別冊資料③
（４）さじアストロパーク野外照明器具交換整備について　〔さじアストロパーク〕P.24
（５）さじアストロパーク４階観測室デジタルラッピングシステムの整備について
〔さじアストロパーク〕P.25
（６）平成３１年度４月職員人事異動等について　〔教育総務課〕当日配布

【先回定例会の議事録】

【その他】
（１）次期定例教育委員会の開催について
［4 月］平成 31 年 4 月 26 日（金）13:30 ～ 鳥取市役所本庁舎４階第３会議室
［5 月］平成 31 年 5 月　日（　）　：　～

（２）教育委員会歓送迎会の開催について
平成 31 年 4 月 1 日（月）18:30 ～　ホテルモナーク鳥取

① 行事報告（３月１日～３月２９日）

月	日	曜日	行　　事　　等	場　　所
３月	1	（金）		
	2	（土）		
	3	（日）		
	4	（月）		
	5	（火）		
	6	（水）	みんなんで楽しむ音読教室	中央図書館
	7	（木）	河原町みたき大学第５回講座、閉講式	河原町老人福祉センター
			京都産業大学キャリア実習（～3/10）	さじアストロパーク
	8	（金）		
	9	（土）	大友家持生誕１３００年記念事業「いや重けよごと」	とりぎん文化会館
			春季囲碁大会	河原町コミュニティセンター
	10	（日）	鳥取マラソン２０１９	鳥取砂丘～布勢陸上競技場
			プラネタリウム特別投影（京都産業大学学生による解説と東日本大震災復興番組「星空とともに～第二章～」）	さじアストロパーク
	11	（月）	３月臨時教育委員会	市役所第二庁舎
			第３回発達障がい通級指導教室「ひびきの教室」入級審査会	市教育センター
			大人のためのおはなし会	中央図書館
			千代南中学校卒業記念ロケット打ち上げ（さじアストロパーク職員が実施）	千代南中学校
	12	（火）	春のおはなし会	河原町老人福祉センター
	13	（水）		
	14	（木）	民俗行事「こと始め」	河原歴史民俗資料館
	15	（金）	佐治小学校卒業記念ロケット打ち上げ（さじアストロパーク職員が実施）	佐治小学校
	16	（土）	『星取県』の星空を楽しむ研修会（講師：さじアストロパーク）	とりぎん文化会館
			焚火とごはんと星空観察会（観察会講師：さじアストロパーク）	山王谷キャンプ場・たんぽり荘
	17	（日）		
	18	（月）	第３回鳥取市図書館協議会	中央図書館
	19	（火）		
	20	（水）	期間展示「第２５回星景写真コンテスト入賞作品展」（～6/16）	さじアストロパーク
	21	（木）		
	22	（金）		
	23	（土）	鳥取城フォーラム・山国隊行進	鳥取県立博物館・鳥取城跡
			第２３回鳥取市気高スカロップ杯中学生バレーボール選手権大会（予選）	気高・青谷トレーニングセンター
	24	（日）	第２３回鳥取市気高スカロップ杯中学生バレーボール選手権大会（決勝）	気高・青谷トレーニングセンター
	25	（月）		
	26	（火）		
	27	（水）	ＮＨＫ鳥取文化センター講座「宇宙を解く⑥　星の一生とブラックホール」(講師：さじアストロパーク)	ＮＨＫ文化センター鳥取教室
			平成３１年度鳥取市中堅教諭等資質向上研修実施校校長等連絡協議会	倉吉体育文化会館
	28	（木）		
	29	（金）	３月定例教育委員会	市教育センター

② 行事予定（３月３０日～４月２６日）

月	日	曜日	行　　事　　等	場　　所
３月	30	（土）		
	31	（日）	旧美歎水源地水道施設　桜まつり	旧美歎水源地水道施設
４月	1	（月）		
	2	（火）	初任者研修①・新規採用養護教諭研修①（合同開催）	国府町コミュニティセンター
	3	（水）	みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	4	（木）		
	5	（金）		
	6	（土）		
	7	（日）		
	8	（月）		
	9	（火）		
	10	（水）		
	11	（木）	鳥取市教育行政懇談会	白兎会館
	12	（金）		
	13	（土）		
	14	（日）		
	15	（月）	鳥取県市町村教育委員会研究協議会理事会	白兎会館
	16	（火）		
	17	（水）		
	18	（木）	学校配分予算説明会	市教育センター
	19	（金）		
	20	（土）		
	21	（日）	親子でいっしょに楽しむ講座①「春の□からとびでたおはなし会」	中央図書館
	22	（月）		
	23	（火）	中堅教諭等資質向上研修①・１６年目研修①（合同開催）	県立福祉人材研修センター
	24	（水）	ＮＨＫ鳥取文化センター講座①「宇宙の姿」を考える(講師：さじアストロパーク)	ＮＨＫ文化センター鳥取教室
			小さい子どものわらべうた／春	中央図書館
	25	（木）	特別支援教育支援員研修①	国府町コミュニティセンター
	26	（金）	４月定例教育委員会	市役所本庁舎
			生徒指導専任相談員研修①	市教育センター

議案第７号

鳥取市公民館条例施行規則の一部改正について

鳥取市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成３１年３月２９日提出

鳥取市教育委員会

教育長　尾　室　高　志

鳥取市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市公民館条例施行規則（昭和４５年鳥取市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１項を加える。

３　館長が認める場合は、対象地区における公民館事業に対し、地域住民の意向を適切に反映することのできる組織をもって第１項の運営委員会に充てることができる。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

公民館運営委員会による公民館事業への地域住民の意向の反映を、地域の実態に合わせて柔軟に対応できるようにするため。

３月定例教育委員会　資料	
年月日	平成３１年３月２９日
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市公民館条例施行規則の一部改正について

１　改正の目的

地域組織のあり方検討の経過を踏まえ、公民館運営委員会による公民館事業への地域住民の意向の反映を、地域の実態に合わせて柔軟に対応できるようにすることを目的とするものです。

２　改正の内容

公民館運営委員会に対象地区内の適当な組織をもって充てることができるよう所要の整理を行います。（第５条関係）

３　施行期日等

この規則は、平成３１年４月１日から施行することとします。

（案）

鳥取市公民館条例施行規則（昭和４５年教育委員会規則第１号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市公民館条例施行規則 昭和４５年４月１日 鳥取市教育委員会規則第１号 第１条　～　第４条　（略） （運営委員会） 第５条　公民館事業の円滑な運営を図るため、地区公民館に運営委員会を置く。 ２　前項の運営委員会の委員の定数は、原則として２０人以内とし、館長がこれを委嘱する。 ３　館長が認める場合は、対象地区における公民館事業に対し、地域住民の意向を適切に反映することのできる組織をもって第１項の運営委員会に充てることができる。 第６条　～　第１１条　（略） 附　則　（略）	○鳥取市公民館条例施行規則 昭和４５年４月１日 鳥取市教育委員会規則第１号 第１条　～　第４条　（略） （運営委員会） 第５条　公民館事業の円滑な運営を図るため、地区公民館に運営委員会を置く。 ２　前項の運営委員会の委員の定数は、原則として２０人以内とし、館長がこれを委嘱する。 第６条　～　第１１条　（略） 附　則　（略）

議案第８号

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正について

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成３１年3月２９日提出

鳥取市教育委員会
教育長　尾　室　高　志

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

（鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年鳥取市教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

第４条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第２項中「使用者」を「利用者」に、「使用条件」を「利用条件」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第５条及び第６条を削る。

第７条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第１号中「使用する」を「利用する」に改め、同条を第５条とする。

第８条第６号中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第６条とする。

第９条を第７条とし、第１０条を第８条とする。

別表第１中「設備器具使用料」を「設備器具利用料金」に改める。

別表第２中「冷暖房設備使用料」を「冷暖房設備利用料金」に、「使用分」を「利用分」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第３中「設備器具使用料」を「設備器具利用料金」に、「使用ごと」を「利用ごと」に、「使用は」を「利用は」に、「使用する」を「利用する」に改める。

様式第１号及び様式第２号を削る。

（鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正）

第２条　鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和４７年鳥取市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条及び第４条を削り、第５条を第３条とし、第６条を第４条とする。

様式第１号及び様式第２号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

提案理由

鳥取市文化センター及び鳥取市勤労青少年ホームへ利用料金制を導入するため、関係規則の一部を改正することを目的とします。

３月定例教育委員会　資料	
年月日	平成３１年３月２９日
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び
鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則案
要綱

１　改正の目的

鳥取市文化センター及び鳥取市勤労青少年ホームへ利用料金制を導入するため、関係規則の一部を改正することを目的とします。

２　改正の内容

次の規則における施設に関して、指定管理施設へ利用料金制を導入することとします。

（１）鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年鳥取市教育委員会規則第１６号）の一部改正（第１条関係）

（２）鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和４７年鳥取市教育委員会規則第１号）の一部改正（第２条関係）

３　施行期日等

（１）この規則は、平成３１年４月１日から施行することとします。（附則第１項関係）

（２）所要の経過措置を設けることとします。（附則第２項関係）

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年教育委員会規則第１６号）新旧対照表

改正後

○鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成１８年８月１５日

鳥取市教育委員会規則第１６号

（目的）

第１条　この規則は、鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年鳥取市条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（休館日及び開館時間）

第２条　鳥取市文化センター（以下「文化センター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けてこれを変更することができる。

（１）　休館日

施設の名称	休館日
鳥取市文化ホール	ア　火曜日 イ　１２月２９日から翌年の１月３日までの日
鳥取市生涯学習センター 鳥取市視聴覚ライブラリー	１２月２９日から翌年の１月３日までの日

改正前

○鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成１８年８月１５日

鳥取市教育委員会規則第１６号

（目的）

第１条　この規則は、鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年鳥取市条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（休館日及び開館時間）

第２条　鳥取市文化センター（以下「文化センター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けてこれを変更することができる。

（１）　休館日

施設の名称	休館日
鳥取市文化ホール	ア　火曜日 イ　１２月２９日から翌年の１月３日までの日
鳥取市生涯学習センター 鳥取市視聴覚ライブラリー	１２月２９日から翌年の１月３日までの日

鳥取市こども科学館	
（２）　開館時間　午前９時から午後１０時まで。ただし、鳥取市こども科学館の利用は、午前９時から午後６時までとする。 （附属設備等の利用料金） 第３条　条例別表第１及び条例別表第２に規定する附属設備等の利用料金は、別表第１から別表第３までのとおりとする。 （文化活動ブースの利用者の公募の方法） 第４条　条例第８条第２項の規定による公募は、鳥取市教育委員会公告式規則（昭和３０年鳥取市教育委員会告示第１２号）に定める掲示場への掲示、とっとり市報への掲載その他適当な方法により行うものとする。 ２　前項の公募は、利用者の資格、利用条件、利用料金、公募の期間、利用の申込みの方法、利用者の選考方法の概要その他必要な事項を明らかにして行うものとする。 第５条削除 第６条削除	

鳥取市こども科学館	
（２）　開館時間　午前９時から午後１０時まで。ただし、鳥取市こども科学館の利用は、午前９時から午後６時までとする。 （附属設備等の使用料） 第３条　条例別表第１及び条例別表第２に規定する附属設備等の使用料は、別表第１から別表第３までのとおりとする。 （文化活動ブースの使用者の公募の方法） 第４条　条例第８条第２項の規定による公募は、鳥取市教育委員会公告式規則（昭和３０年鳥取市教育委員会告示第１２号）に定める掲示場への掲示、とっとり市報への掲載その他適当な方法により行うものとする。 ２　前項の公募は、使用者の資格、使用条件、使用料、公募の期間、使用の申込みの方法、使用者の選考方法の概要その他必要な事項を明らかにして行うものとする。 （使用料の減免） 第５条　条例第１２条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、文化センターの使用の申込みと同時に、文化センター使用料減免申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。 （使用料の返還） 第６条　条例第１３条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、文化センター使用料返還請求書（様式第２号）を教育委員会に提出しなければならない。	

	2　文化センターの施設（文化活動ブースを除く。）の使用者に対して、条例第１３条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。 （１）　条例第１３条第１号の規定に該当する場合　使用料の全額 （２）　使用日の６か月前までに使用の取消しを申し出た場合　使用料の全額 （３）　使用日の７日前までに使用の取消しを申し出た場合　使用料の８割の額 （４）　前３号に定めるもののほか、使用の開始前に使用の取消しを申し出た場合　使用料の半額 3　文化活動ブースの使用者に対して、条例第１３条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。 （１）　条例第１３条第１号の規定に該当する場合　使用料の全額 （２）　使用開始後月の中途で使用の取消しを申し出た場合　使用を取り消す日の属する月（以下この号において「使用終了月」という。）分の既納の使用料の額から日割りをもって計算した使用料の額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除して得た額（使用終了月の翌月以後の月分に係る使用料（以下この号において「使用終了月後の使用料」という。）を既に納付している場合は、当該額に既納の使用終了月後の使用料の全額を加算した額。）
（利用者の遵守事項） 第５条　文化センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）	（使用者の遵守事項） 第７条　文化センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。 （１）　鳥取市文化ホール（以下「文化ホール」という。）を利用する場合において、入場券、観覧券その他これに類するものを発行するときは、文化ホールの収容定員を標準とすること。 （２）　所定の場所以外で火気を使用しないこと。 （３）　会合者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。 （４）　条例第１７条各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場させること。 （５）　その他職員の指示する事項を守ること。 （入場者の遵守事項） 第６条　入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （１）　所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 （２）　館内を不潔にしないこと。 （３）　騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 （４）　所定の場所以外に出入りしないこと。 （５）　施設、設備又は備品等をき損しないこと。 （６）　その他職員及び利用者の指示に従うこと。 （施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出） 第７条　文化センターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。	は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。 （１）　鳥取市文化ホール（以下「文化ホール」という。）を使用する場合において、入場券、観覧券その他これに類するものを発行するときは、文化ホールの収容定員を標準とすること。 （２）　所定の場所以外で火気を使用しないこと。 （３）　会合者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。 （４）　条例第１７条各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場させること。 （５）　その他職員の指示する事項を守ること。 （入場者の遵守事項） 第８条　入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （１）　所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 （２）　館内を不潔にしないこと。 （３）　騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 （４）　所定の場所以外に出入りしないこと。 （５）　施設、設備又は備品等をき損しないこと。 （６）　その他職員及び使用者の指示に従うこと。 （施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出） 第９条　文化センターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

別表第１（第３条関係）

（本表…追加〔平成１９年教委規則１７号〕、一部改正〔平成２５年教委規則１４号・２７年１号〕）

生涯学習センター　設備器具利用料金

区分	単位	金額	備考
ダイナミックマイクロホン	１本	１時間につき１１０円	
ワイヤレスマイクロホン	１チャンネル	１時間につき１９０円	
カセットテープレコーダー	１台	１時間につき１９０円	
CD・MDプレーヤー	１台	１時間につき１９０円	
ビデオ一体型DVDレコーダー	１台	１時間につき１９０円	テレビを含む。
プロジェクター	１台	１時間につき１９０円	
備考　１時間未満は、１時間とする。			

別表第２（第３条関係）

（旧別表第１…繰下〔平成１９年教委規則１７号〕、本表…一

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

別表第１（第３条関係）

（本表…追加〔平成１９年教委規則１７号〕、一部改正〔平成２５年教委規則１４号・２７年１号〕）

生涯学習センター　設備器具使用料

区分	単位	金額	備考
ダイナミックマイクロホン	１本	１時間につき１１０円	
ワイヤレスマイクロホン	１チャンネル	１時間につき１９０円	
カセットテープレコーダー	１台	１時間につき１９０円	
CD・MDプレーヤー	１台	１時間につき１９０円	
ビデオ一体型DVDレコーダー	１台	１時間につき１９０円	テレビを含む。
プロジェクター	１台	１時間につき１９０円	
備考　１時間未満は、１時間とする。			

別表第２（第３条関係）

（旧別表第１…繰下〔平成１９年教委規則１７号〕、本表…一

部改正〔平成２５年教委規則１４号〕）

文化ホール　冷暖房設備利用料金

区分		金額
冷房	ホール	１時間につき２，７００円
	練習室等	条例別表第２第２項の表に定める額の５割の額
暖房	ホール	１時間につき３，２４０円
	練習室等	条例別表第２第２項の表に定める額の６割の額

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　ホールの冷暖房設備利用料金は、ホワイエ及び出演者控室の利用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを利用する場合又は出演者控室のみを利用する場合の冷暖房設備利用料金は、練習室等の区分に定める額とする。

３　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

４　「練習室等」とは、練習室、出演者控室及びホワイエをいう。

別表第３（第３条関係）

（本表…一部改正〔平成１９年教委規則１０号〕、旧別表第２…繰下〔平成１９年教委規則１７号〕、本表…一部改正〔平成２５年教委規則１４号〕）

部改正〔平成２５年教委規則１４号〕）

文化ホール　冷暖房設備使用料

区分		金額
冷房	ホール	１時間につき２，７００円
	練習室等	条例別表第２第２項の表に定める額の５割の額
暖房	ホール	１時間につき３，２４０円
	練習室等	条例別表第２第２項の表に定める額の６割の額

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　ホールの冷暖房設備使用料は、ホワイエ及び出演者控室の使用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを使用する場合又は出演者控室のみを使用する場合の冷暖房設備使用料は、練習室等の区分に定める額とする。

３　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

４　「練習室等」とは、練習室、出演者控室及びホワイエをいう。

別表第３（第３条関係）

（本表…一部改正〔平成１９年教委規則１０号〕、旧別表第２…繰下〔平成１９年教委規則１７号〕、本表…一部改正〔平成２５年教委規則１４号〕）

文化ホール　設備器具利用料金

区分		単位	金額	備考
音響設備	拡声装置	１式	８６０円	ホール用、マイク別
	ダイナミックマイクロホン	１本	１６０円	
	コンデンサーマイクロホン	１本	３２０円	
	ワイヤレスマイクロホン	１チャンネル	６４０円	
	マイク用エレベーター装置	１台	１００円	
	マイクスタンド	１本	５０円	卓上
	マイクスタンド	１本	５０円	床上
	マイクスタンド	１本	１００円	ブーム
	レコードプレーヤー	１台	２７０円	二連式
	オープンテープレコーダー	１台	３２０円	
	カセットテープレコーダー	１台	３２０円	
	MDプレーヤー	１台	３２０円	
	CDプレーヤー	１台	３２０円	
	DAT	１台	３２０円	

文化ホール　設備器具使用料

区分		単位	金額	備考
音響設備	拡声装置	１式	８６０円	ホール用、マイク別
	ダイナミックマイクロホン	１本	１６０円	
	コンデンサーマイクロホン	１本	３２０円	
	ワイヤレスマイクロホン	１チャンネル	６４０円	
	マイク用エレベーター装置	１台	１００円	
	マイクスタンド	１本	５０円	卓上
	マイクスタンド	１本	５０円	床上
	マイクスタンド	１本	１００円	ブーム
	レコードプレーヤー	１台	２７０円	二連式
	オープンテープレコーダー	１台	３２０円	
	カセットテープレコーダー	１台	３２０円	
	MDプレーヤー	１台	３２０円	
	CDプレーヤー	１台	３２０円	
	DAT	１台	３２０円	

	３点つり装置	１式	２２０円	
	はね返りスピーカー	１式	２７０円	
	コンセント（ホール又はホワイエ用）	１口	５０円	持込み器具１台５００W以内
照明設備	調光装置	１式	１，６２０円	
	フットライト	１回路	２２０円	
	花道フットライト	１回路	２２０円	
	ボーダーライト	１回路	２７０円	
	アッパーホリゾントライト	１回路	３２０円	
	ロアーホリゾントライト	１回路	３２０円	
	サイドフロントスポットライト	１組	７５０円	１KW　８台
	ステージスポットライト	１台	１６０円	１KW
	シーリングスポットライト	１組	７５０円	１KW　８台
	サスペンションスポットライト	１組	７５０円	１KW　８台
	フットスポットライト	１台	５０円	５００W
	ピンスポットライト	１台	６４０円	１．２KW
	トーメンタルスポットラ	１台	１６０円	１KW

	３点つり装置	１式	２２０円	
	はね返りスピーカー	１式	２７０円	
	コンセント（ホール又はホワイエ用）	１口	５０円	持込み器具１台５００W以内
照明設備	調光装置	１式	１，６２０円	
	フットライト	１回路	２２０円	
	花道フットライト	１回路	２２０円	
	ボーダーライト	１回路	２７０円	
	アッパーホリゾントライト	１回路	３２０円	
	ロアーホリゾントライト	１回路	３２０円	
	サイドフロントスポットライト	１組	７５０円	１KW　８台
	ステージスポットライト	１台	１６０円	１KW
	シーリングスポットライト	１組	７５０円	１KW　８台
	サスペンションスポットライト	１組	７５０円	１KW　８台
	フットスポットライト	１台	５０円	５００W
	ピンスポットライト	１台	６４０円	１．２KW
	トーメンタルスポットラ	１台	１６０円	１KW

	イト			
	天板ライト	１式	１，６２０円	
	エフェクトマシン	１台	２７０円	
	ストロボ	１組	２７０円	２灯
	ライトスタンド	１本	５０円	
	コンセント（ホール又はホワイエ用）	１口	１００円	持込み器具１台１KW以内
舞台設備	音響反射板	１式	１，６２０円	
	所作台	１式	２，１６０円	
	能舞台	１式	３，７８０円	
	平台	１枚	１００円	
	毛せん	１枚	１００円	
	金屏風	１双	７５０円	
	松羽目	１式	３７０円	
	竹羽目	１式	３７０円	
	演台	１式	３７０円	花台付き
	演台（司会者用）	１式	２２０円	
	指揮者台	１台	１６０円	指揮者用譜面

	イト			
	天板ライト	１式	１，６２０円	
	エフェクトマシン	１台	２７０円	
	ストロボ	１組	２７０円	２灯
	ライトスタンド	１本	５０円	
	コンセント（ホール又はホワイエ用）	１口	１００円	持込み器具１台１KW以内
舞台設備	音響反射板	１式	１，６２０円	
	所作台	１式	２，１６０円	
	能舞台	１式	３，７８０円	
	平台	１枚	１００円	
	毛せん	１枚	１００円	
	金屏風	１双	７５０円	
	松羽目	１式	３７０円	
	竹羽目	１式	３７０円	
	演台	１式	３７０円	花台付き
	演台（司会者用）	１式	２２０円	
	指揮者台	１台	１６０円	指揮者用譜面

				台付き
	紗幕	１張	３７０円	
	地がすり	１枚	３７０円	
	上敷（大）	１枚	７０円	
	上敷（中）	１枚	５０円	
	上敷（小）	１枚	３０円	
	長座布団	１枚	７０円	
	箱足・開き足	１個	２０円	
	ヒナ段蹴込	１式	２７０円	
	ホワイトボード	１式	１００円	
附属設備	ピアノ	１台	５，４００円	スタインウエイ、調律別
	ピアノ	１台	２，１６０円	グランド、調律別
	ピアノ	１台	１，０８０円	スタンド、調律別
	映写機	１台	２，１６０円	１６㎜スクリーンを含む。
	スライド映写機	１台	７５０円	
	オーバーヘッド	１台	３７０円	スクリーンを含む。
	映写用スクリーン	１式	７５０円	スクリーンの

				台付き
	紗幕	１張	３７０円	
	地がすり	１枚	３７０円	
	上敷（大）	１枚	７０円	
	上敷（中）	１枚	５０円	
	上敷（小）	１枚	３０円	
	長座布団	１枚	７０円	
	箱足・開き足	１個	２０円	
	ヒナ段蹴込	１式	２７０円	
	ホワイトボード	１式	１００円	
附属設備	ピアノ	１台	５，４００円	スタインウエイ、調律別
	ピアノ	１台	２，１６０円	グランド、調律別
	ピアノ	１台	１，０８０円	スタンド、調律別
	映写機	１台	２，１６０円	１６㎜スクリーンを含む。
	スライド映写機	１台	７５０円	
	オーバーヘッド	１台	３７０円	スクリーンを含む。
	映写用スクリーン	１式	７５０円	スクリーンの

			み
ミラーボール	１台	２７０円	
フォグマシン	１台	５４０円	薬品別
ドライアイスマシン	１台	５４０円	ドライアイス別
長机（ホール又はホワイエ用）	１台	４０円	
折り畳み椅子（ホール又はホワイエ用）	１脚	２０円	
舞台用椅子	１脚	５０円	
譜面台	１台	５０円	
カラーフィルター	１回	８６０円	照明用
プロジェクター	１台	７５０円	

備考

１　設備器具利用料金は、午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで、午後６時から午後１０時までのそれぞれの時間帯における利用ごとに１回として算定した額とし、２回目以降の利用は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、３０分未満は切り捨てる。

（１）　１時間未満の場合　この表に定める額の３割の額

（２）　１時間以上２時間未満の場合　この表に定める額の５割の額

（３）　２時間以上の場合　この表に定める額の１０割の額

２　１時間を単位として練習室、出演室控室及びホワイエを利用する場

			み
ミラーボール	１台	２７０円	
フォグマシン	１台	５４０円	薬品別
ドライアイスマシン	１台	５４０円	ドライアイス別
長机（ホール又はホワイエ用）	１台	４０円	
折り畳み椅子（ホール又はホワイエ用）	１脚	２０円	
舞台用椅子	１脚	５０円	
譜面台	１台	５０円	
カラーフィルター	１回	８６０円	照明用
プロジェクター	１台	７５０円	

備考

１　設備器具使用料は、午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで、午後６時から午後１０時までのそれぞれの時間帯における使用ごとに１回として算定した額とし、２回目以降の使用は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、３０分未満は切り捨てる。

（１）　１時間未満の場合　この表に定める額の３割の額

（２）　１時間以上２時間未満の場合　この表に定める額の５割の額

（３）　２時間以上の場合　この表に定める額の１０割の額

２　１時間を単位として練習室、出演室控室及びホワイエを使用する場

合の設備器具利用料金は、１時間（１時間未満は、１時間とする。）につき、この表に定める額の５割の額とする。 ３　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	合の設備器具使用料は、１時間（１時間未満は、１時間とする。）につき、この表に定める額の５割の額とする。 ３　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
様式第１号（第５条関係） （略） 様式第２号（第６条関係） （略）	様式第１号（第５条関係） （略） 様式第２号（第６条関係） （略）

鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和４７年教育委員会規則第１号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則 昭和４７年４月１日 鳥取市教育委員会規則第１号 （目的） 第１条　この規則は、鳥取市勤労青少年ホーム条例（昭和４７年鳥取市条例第６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （休館日及び開館時間） 第２条　鳥取市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けてこれを変更することができる。 （１）　休館日　１２月２９日から翌年の１月３日までの日 （２）　開館時間 ア　平日　午前９時から午後９時まで イ　日曜日　午前９時から午後５時まで （使用料の減免） 第３条　削除	○鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則 昭和４７年４月１日 鳥取市教育委員会規則第１号 （目的） 第１条　この規則は、鳥取市勤労青少年ホーム条例（昭和４７年鳥取市条例第６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （休館日及び開館時間） 第２条　鳥取市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けてこれを変更することができる。 （１）　休館日　１２月２９日から翌年の１月３日までの日 （２）　開館時間 ア　平日　午前９時から午後９時まで イ　日曜日　午前９時から午後５時まで （使用料の減免） 第３条　条例第９条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、

	ホームの使用の申込みと同時にホーム使用料減免申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。
（使用料の返還） 第４条　削除	（使用料の返還） 第４条　条例第１０条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、ホーム使用料返還請求書（様式第２号）を教育委員会に提出しなければならない。 ２　条例第１０条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。 （１）　条例第１０条第１号の規定に該当する場合　使用料の全額 （２）　使用前３日までに使用の取消しを申し出た場合　使用料の全額 （３）　前２号に定めるもののほか、使用の開始前に使用の取消しを申し出た場合　使用料の半額
（施設、設備、器具等のき損、又は滅失の届出） 第５条　ホームの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失したものは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。	（施設、設備、器具等のき損、又は滅失の届出） 第５条　ホームの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失したものは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。
（委任） 第６条　この規則で定めるもののほか、ホームの管理に関し必要な事項は、指定管理者が、別に定める。	（委任） 第６条　この規則で定めるもののほか、ホームの管理に関し必要な事項は、指定管理者が、別に定める。
附　則 この規則は、公布の日から施行する。	附　則 この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条関係） 　削除 様式第２号（第４条関係） 　削除	様式第１号（第３条関係） （略） 様式第２号（第４条関係） （略）

説明・協議事項（１）

３月定例教育委員会　説明資料	
月　日	平成３１年3月２９日
担当課	生涯学習・スポーツ課 鳥取市勤労青少年ホーム

平成３１年度鳥取市勤労青少年ホーム休館日について

「鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則」第２条ただし書きの規定により指定管理者から協議のあった休館日について承認し、平成３１年度の鳥取市勤労青少年ホーム休館日を定めるものです。

鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則（抜粋）
（休館日及び開館時間）
第２条　鳥取市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けてこれを変更することができる。
（１）　休館日　１２月２９日から翌年の１月３日までの日
（２）　開館時間
ア　平　日　午前９時から午後９時まで
イ　日曜日　午前９時から午後５時まで

１　開館日を休館日とする日
４月 30 日（火）、５月 28 日（火）、６月 25 日（火）、７月 30 日（火）、
８月 27 日（火）、９月 24 日（火）、10 月 29 日（火）、11 月 26 日（火）、
12 月 24 日（火）、１月 28 日（火）、２月 25 日（火）、３月 31 日（火）

２　理由
館内定期清掃（ワックス掛け）のため

受
第882号
31.2.27
鳥取市教育委員会

平成３１年２月２７日

鳥取市教育委員会
教育長　尾室　高志　様

一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
理事長　中村　英夫

平成３１年度の休館日について(依頼)

このことについて、鳥取市勤労青少年ホームの館内定期清掃作業のため、休館日を設定いたしましたので、御承認くださるようお願いします。

記

１　休館日
（１）平成３１年　４月３０日（火）
（２）平成３１年　５月２８日（火）
（３）平成３１年　６月２５日（火）
（４）平成３１年　７月３０日（火）
（５）平成３１年　８月２７日（火）
（６）平成３１年　９月２４日（火）
（７）平成３１年１０月２９日（火）
（８）平成３１年１１月２６日（火）
（９）平成３１年１２月２４日（火）
（10）平成３２年　１月２８日（火）
（11）平成３２年　２月２５日（火）
（12）平成３２年　３月３１日（火）

２　理　由　　館内定期清掃（ワックス掛け）のため

３　休館日の対応
平常どおり（午前８時３０分から午後９時３０分まで）職員が出勤し、電話及び来客等の対応を行います。ただし、祝祭日は午後５時１５分までの出勤となります。

報告事項（４）

３月定例教育委員会　資料	
年月日	平成３１年３月２９日
担当課	さじアストロパーク

さじアストロパーク野外照明器具交換整備について

さじアストロパークで星空を安全に楽しんでいただけるように、園地の広場に設置してある野外照明を交換しましたので報告します。

１．概要

件　　名　さじアストロパーク照明器具交換

交換場所　さじアストロパーク園地内のフットライト４４基中の２７基
　　佐治天文台の外壁照明４基中の３基

整備費用　2,550,960 円（平成 30 年度星空保全地域照明対策事業補助金 補助率 1/2）

２．事業内容

さじアストロパークは、星空が美しく見える佐治町に平成６年に開館した施設で、鳥取市内外から毎年約２万人の人にご利用いただいています。月明かりのない晴れた夜には天の川や多くの流れ星が見られます。園地には星空を楽しめるように配慮した足元のみを照らすフットライトが整備されていますが、破損や故障などにより点灯不良や直接目に照明の明かりが届くようになってきました。そこで、鳥取県が星取県として始めた鳥取県星空保全条例が定める星空保全地域において交付される星空保全地域照明対策補助金を活用して照明器具の交換整備をおこなったものです。

既存器具

交換前の照明器具

新しい照明器具

報告事項（５）

３月定例教育委員会　資料	
年月日	平成３１年３月２９日
担当課	さじアストロパーク

さじアストロパーク４階観測室デジタルラッピングシステムの整備について

口径103ｃｍ型望遠鏡の側面や天体ドームの壁面に映像を映し出す投影システムを整備しましたので報告します。

１．概要

件　　名　さじアストロパーク４階観測室ラッピングシステム
設置場所　佐治天文台４階大型望遠鏡観測室内
整備費用　1,998,000円（地方創生推進交付金事業）

２．事業内容

さじアストロパーク４階観測室の魅力アップと来館者増のため、映像システムを新たに整備し１０３ｃｍ大型望遠鏡および観測室天井に映像を映し出すものです。
この事業は国内初の取組みです。

３．活用内容

・昼間の来館者へのＰＲ映像の提供
・夜間観察会時の解説補助として観測天体の映像紹介
・天候不良時の季節の天体紹介

写真１：ラッピング状況

写真２：プロジェクタ設置

写真３：システム構成